

平成31年10月から消費税率10%へ

(その2)

平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられる予定です。そこで今回は、消費税率の引上げに伴う経過措置と消費税率引上げへの対応策などについて解説することとします。

1. 消費税等の税率10%へ

平成28年4月に消費税法の一部が改正され、平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられることになりました。

平成31年10月1日（適用開始日）以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用される税率は次のとおりとなります。なお、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、適用開始日前の税率（以下「旧税率」といいます。）を適用する等の経過措置が講じられています。

区分	適用開始日	現行	平成31年10月1日	
			標準税率	軽減税率
消費税率		6.3%	7.8%	6.24
地方消費税率		1.7%（消費税額の17/63）	2.2%（消費税額の22/78）	1.76%（消費税額の22/78）
合計		8.0%	10.0%	8.0%

2. 経過措置

平成31年10月1日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率（8%）が適用されることとなります。

平成31年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて、平成30年10月国税庁消費税室が公表しているQ&A【具体的事例編】から一部抜粋して紹介します。

内容	適用関係
① 旅客運賃等 31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの	
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの	
③ 請負工事等 26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日（平成31年（2019年）4月1日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	
④ 資産の貸付け 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限り。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け	

3. 消費税率引上げへの3つの対応策

① **ポイント還元**・・・中小の店舗で買い物をした際、クレジットカードや電子マネー、QRコードなど現金以外（キャッシュレス）で支払った消費者に、買い物で使えるポイント（最大5%分）を提供する仕組みで、期間は消費税率引き上げ後から9か月間とされる予定です。

② **住宅取得支援制度**・・・①住宅ローン控除（控除期間が10年から13年に延長）、②住宅取得資金の非課税贈与（非課税枠が1,200万円から3,000万円に拡充）、③次世代住宅ポイント制度（長期優良住宅に最大35万ポイント）、④すまい給付金（最大給付額が30万円から50万円に増額）の4つの支援制度が実施されます。

③ **軽減税率対策補助金**・・・複数税率に対応するレジの導入支援、受発注システムの改修等を補助金により支援する制度です。

（文責：山本和義）